

令和 年 月 日

堺 旧 港 船 着 場 利 用 届

NPO法人大阪水上安全協会 御中

届出人

住 所

氏 名

(法人名称)

(連絡先) 担当者名

所属

(TEL - -)

当日連絡(緊急連絡)先

(TEL - -)

下記のとおり、堺旧港船着場を利用しますので届け出ます。なお、船着場の利用に際しては、裏面特記事項を遵守します。

1. 利用目的: (b) 海上運送法第21条第1項に基づく旅客不定期航路事業を行う船舶

2. 利用日時: 令和7年4月13日(日) 14時00分～14時30分

利用可能船舶の(a)～(c)のうちから選択

3. 利用船舶名

船 名: 〇〇〇〇

長さ、総トン数: 〇m、〇トン

船 舶 番 号: 〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇

旅 客 定 員: 〇名

使用日時が複数となる場合は別紙として下さい

4. 運航ルート 堺旧港～〇〇

※「堺旧港船着場利用届」に記載された個人情報につきましては、本人の事前の承諾を得ない限り、他に開示いたしません。

〔特記事項〕

- ①利用当日は、水上通行船舶関係者とのトラブル、事故等が生じないよう万全を期するとともに、事故等が生じた場合には、速やかに特定非営利活動法人大阪水上安全協会に報告します。
- ②施設に損傷を与えた場合は、ただちに船着場管理者へ報告のうえ指示に従い、復旧します。
- ③施設利用中の事故やその他の理由により第三者に損害を及ぼした時は、届出人の責任において全て処理します。
- ④船着場利用に係るトラブルがあった場合は、届出人において解決します。
- ⑤その他、次の行為の禁止を遵守します。なお、違反した場合は、利用を制限されても異議ありません。
 - ・船着場を損傷する行為
 - ・船着場周辺の住民の迷惑となるような行為
 - ・船着場及びその周辺における集客行為
 - ・船着場における火気の使用
 - ・船着場に油、ごみ、空き缶その他汚物を投棄し、又は放置する行為
 - ・船着場周辺での物品の販売、募金等